

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
5GHz帯無線LAN作業班(第7回) 議事概要

1 日時

平成29年9月22日(金) 15:00～16:00

2 場所

中央合同庁舎2号館 総務省 共用10階会議室

3 出席者(敬称略)

主 任:梅比良 正弘

主任代理:村上 誉

構 成 員:浅井 裕介(代理)、足立 朋子、伊形 仁宏、伊藤 泰成、小山 祐一、
金子 富、工藤 則安、小出 孝治、齋藤 一、城田 雅一、津田 喜秋、
中村 栄人、野島 友幸、羽田 利博、古川 憲志、山田 正英、
吉田 英邦(代理)

事務局(総務省):長嶺基幹通信室長、馬場課長補佐、柏崎第一マイクロ通信係長

4 配布資料

5GHz作7-1	5GHz帯無線LAN作業班(第6回)議事概要(案)
5GHz作7-2	報告書(案)
5GHz作7-3	報告書概要(案)
5GHz作7-4	第6回作業班での報告書(案)からの主な修正箇所

5 議事

(1) 報告書(案)について

事務局が「5GHz作7-2」及び「5GHz作7-3」に基づき説明した。質疑等は以下のとおり。

梅比良主任 : 5.2GHz帯高出力データ通信システム(仮称)の技術的条件は、5.2GHz帯に新たなシステムとしての制度を設けるという認識でよいのか。

事務局 : その通りである。

梅比良主任 : 資料7-3の報告書概要(案)3ページの表の中で、無人移動体画像伝送システムとの共用検討結果として「現在の運用条件により共用可能」とあるが、内容が分かり難いので、報告書本文の趣旨を概要版にも載せるべきではないか。

事務局 : 無人移動体画像伝送システムでは無線LANとの干渉を避けるために、無線LANの周波数帯から離れたチャネルから優先的に使用することとなっている。ご指摘を踏まえて概要版の内容を修正する。

梅比良主任： 概要(案)4ページに「免許・登録の手続が必要」とあるが、5.2GHz帯の高出力データ通信システムを使用する際に、利用者は免許と登録両方の手続が必要なのか、いずれかで良いのか。

事務局： どちらかで良いが、制度上は免許制度の下に登録局制度が設けられている。今回は、免許不要局から登録局を設けるという前例のないケースとなるが、これまでの議論を考慮すると、実際には登録局のみの運用となることが想定される。

梅比良主任： 5.6GHz帯に関連して、上空の定義があるのか。上空利用において高さ制限はあるのか。

事務局： 高度の制限は設けていない。また、上空に関する特段の定義はないが、ドローン等による利用を想定しており、実際的な高度は100～200m程度になると認識している。

その他、津田構成員、羽田構成員より資料7-3の誤字について指摘があり、事務局により修正することとなった。

本会合により指摘のあった点を修正した上で、10月5日開催予定の陸上無線通信委員会において梅比良主任が報告書案の取りまとめ内容を報告し、また、最終とりまとめも梅比良主任に一任することが承認された。

(2) その他

事務局が以下のように今後のスケジュールを説明した。

- ・ 10月5日の陸上無線通信委員会において本作業班による取りまとめ内容を報告し、その後に報告書(案)の意見公募を実施予定。
- ・ 意見公募の後の分科会において一部答申がされれば、省令等の改正案の意見公募を経て制度化。
- ・ 5.2GHz帯及び5.6GHz帯以外の帯域の検討を再開予定であるが、体制の見直しを含め、梅比良主任のご指示を踏まえつつ、今後の方向性等を後日事務局より連絡することとなった。

(閉会)